

鹿沼市交通安全対策条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 11 月 21 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市交通安全対策条例の一部を改正する条例

鹿沼市交通安全対策条例（平成 11 年鹿沼市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条」を「第 11 条」に、「第 14 条—第 18 条」を「第 12 条—第 16 条」に、「第 19 条・第 20 条」を「第 17 条・第 18 条」に改める。

第 10 条及び第 11 条を削り、第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とし、第 4 章中第 14 条を第 12 条とし、第 15 条から第 18 条までを 2 条ずつ繰り上げ、第 5 章中第 19 条を第 17 条とし、第 20 条を第 18 条とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。